

金沢区地域防災拠点 訓練指導員養成訓練

<次 第>

1 震災時の避難行動と避難場所

2 地域防災拠点の4つの機能とは

3 地域防災拠点運営委員会とは

4 『地域防災拠点開設・運営マニュアルDVD』の視聴（約15分）

- ・横浜市ホームページに掲載（YouTube）
- ・各拠点運営委員会にDVD配布済

5 新型コロナウイルス感染症を踏まえた拠点開設・運営のポイント

- ・拠点開設・運営のポイント概要説明
- ・北海道検証動画『Do Bow Sai』の視聴（YouTube）

避難所での感染症対策検証

検索

6 地域防災拠点 Dig 訓練（グループワーク）

横浜市 Dig 訓練

検索

7 まとめ、アンケート記入

本日の資料は、区ホームページに9月上旬にアップしますので、各運営委員会等で共有していただきますようお願いいたします。

金沢区 養成訓練

検索

1 震災時の避難行動と避難場所

● 避難する場所を知っていますか？

自宅が倒壊や火災によって危険であるときは、避難場所まで避難しましょう。

※ 周りの状況に応じて、避難ルートを考えましょう。

自宅



いつとき避難場所

避難の必要があるときは、町内会など地域で取り決めている避難場所にひとまず行きましょう。ただし、状況によっては、いつとき避難場所を経由せず直接、下記避難場所に避難する場合があります。

▼ 火災が広がっている場合

広域避難場所

地震による延焼火災の輻射熱や煙から生命・身体を守るために一時的に避難する場所です。

▼ 倒壊や火災により自宅で生活できなくなった場合

地域防災拠点

市内1箇所でも、震度5強以上の地震を観測した場合に開設します。避難生活を送る場所です。あらかじめ、市立学校等から、本市が指定しています。避難者が一時的に生活するための最低限の食料・水を備蓄するとともに、救助活動に必要な資機材などを整備しています。

地域防災拠点の主な役割

- ① 避難所
- ② 最低限の水と食料の備蓄場所
- ③ 安否情報・被害情報・救援物資情報の収集・伝達場所

- ・ 地域防災拠点の運営 → P18参照
- ・ 地域防災拠点にある資機材の取扱い (横浜防災ライセンス講習会) → P28参照

自宅に居住でき、避難の必要が無い被災者(在宅被災生活者)や地域防災拠点以外で被災生活を送る避難者も、地域防災拠点で、物資や情報が得られます。

必要に応じて

- ・ 津波の危険がある場合
→ 津波避難施設(P16参照)など高いところ
- ・ 帰宅困難になってしまった場合
→ 帰宅困難者一時滞在施設(P15参照)など



福祉避難所

高齢者や障害者などのうち、避難生活で特別な配慮が必要である人のための二次的避難所です。

必要に応じて



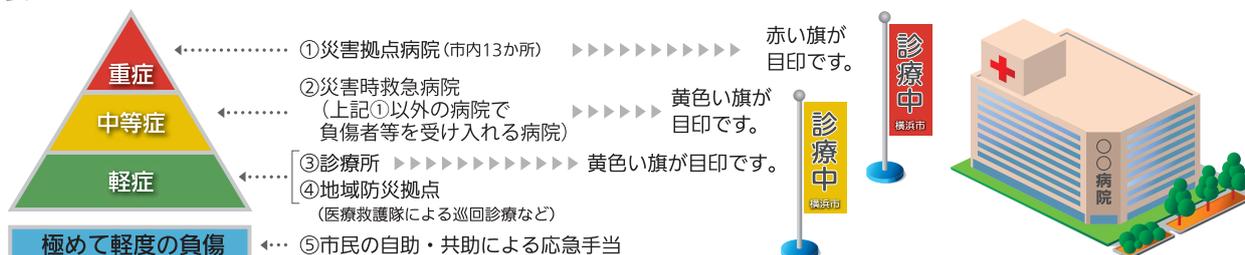
● ご注意いただきたいこと

地域防災拠点(周辺道路を含む。)への**自家用車の乗入れは禁止**です。自家用車で避難は、緊急交通車両等の通行の妨げになるので、徒歩で避難できる方は**原則徒歩で避難**しましょう。

また、車中泊避難はエコノミークラス症候群(P18参照)などの健康被害の原因となります。

● 震災時の医療体制は？

震災時にけがをしたり、病気になった場合は、症状の重さなどに応じ、診療可能な医療機関で受診できます。また、地域防災拠点への避難者に対しては、医療救護隊が巡回して手当を行います。いざという時に備え、地域にある医療機関を日頃から調べておきましょう。



地域防災拠点の機能とは

- ① 災害時の避難生活場所
- ② 物資の集配拠点
- ③ 住民による救出、救護活動拠点
- ④ 災害に関する情報収集、提供

横浜市防災計画（震災対策編）より

地域防災拠点 運営委員会とは

1 災害時の主な活動

- (1) 鍵の解除、建物の安全確認
- (2) 避難所の開設、避難者の受付・誘導
- (3) 負傷者の応急手当、要援護者の援護
- (4) 家族の安否確認、防災資機材等を活用した救助
- (5) 仮設トイレの設置、食料・救援物資等の配布

2 平常時の主な活動

- (1) 避難所運営マニュアルの作成
- (2) 資機材等の管理
- (3) 防災訓練や研修会の実施

発災時の各班の役割

横浜市災害対策本部

〇〇区災害対策本部

地域防災拠点運営委員会

構成

地域(自治会町内会等) 学校(校長、副校長、教職員) 行政(拠点担当職員)

運営委員会(会長・副会長等)

- 鍵の解除 ○地域防災拠点の開設 ○地域防災拠点の運営 ○本部運営会議の招集
- 地域防災拠点運営本部の縮小及び解散

庶務班

- 地域防災拠点運営に関する総合調整(本部運営会議の開催など)
- 区本部との連絡調整(第一報(速報)及び定期報告など)
- ボランティアに関する業務(受付、各班への振分けなど)
- 避難場所でのルール策定(ゴミ処理の当番制、ペット対策など)
- その他、他の班に属さないこと

情報班

- 避難場所の情報管理に関する活動(学校施設の安全確認を含む)
- 避難場所内での情報収集と伝達(掲示板・チラシ・音声・通訳など)
- 避難者の受入(スペース等の割振りなど)
- 避難者名簿に関する業務(行政職員と協力)
- 周辺状況の確認(近隣の地域防災拠点の状況把握を含む)

救出救護班

- 被災者の救出活動(消防などの救助隊への協力)
- 被災者への応急救護に関する活動(傷病の重度～軽度の把握など)
- 傷病者の地域医療救護拠点への搬送
- 地域防災拠点周辺(被災)状況の確認
- 地域防災拠点や周辺地域への巡回警備、在宅者への訪問・援助

食料物資班

- 水の確保(飲料水、生活用水、トイレ用水など)
- トイレ確保(学校施設のトイレの状況把握及び使用に関する取り決め)
- 備蓄品リストの作成及び更新
- 食料の調達・配付(在宅・周辺被災者への配付)及び防疫対策
- 救援物資の確保・配付などの管理

学校再開準備班

- 学校長が状況を踏まえ学校教職員により構成
- 臨時PTA及び父兄説明会の開催
- 暫定カリキュラムの編成
- 災害対策本部教育部(学校教育班)との連絡調整

相互連携

消防団拠点派遣隊

* 指揮命令権は消防団が有します。

分団長または班長の下命を受けた団員は、地域防災拠点へ移動し、次の活動を実施します。

- 災害情報の収集 ○応急救護活動 ○地域防災拠点の警備活動

なお、平時においては、運営委員会会議への参加や、地域の自主防災組織に対しての資機材取扱訓練や防災指導を行い、地域の防災リーダー的な役割を果たします。

災害時における各班の規模は、被災状況や避難者数などその時々状況に応じて、随時変動することが予想されます。

〇〇〇学校地域防災拠点運営委員会名簿（例示）

No.	役職	氏名	電話番号	地域の役職
1	委員長	〇〇 〇〇	000-0000	自 〇〇〇自治会会長
2	副委員長	〇〇 〇〇	000-0000	自 〇〇〇自治会会長
3		〇〇 〇〇	000-0000	自 〇〇〇自治会会長
4		〇〇 〇〇	000-0000	自 〇〇〇自治会会長
5	会計	〇〇 〇〇	000-0000	自 〇〇〇自治会保健指導員
6	会計監査	〇〇 〇〇	000-0000	自 〇〇〇自治会副会長
7	委員	〇〇 〇〇	000-0000	ボ アマチュア無線資格保持者
8		〇〇 〇〇	000-0000	学 〇〇〇学校PTA会長
9	〇〇班班長	〇〇 〇〇	000-0000	自 〇〇〇自治会副会長
10	〇〇班副班長	〇〇 〇〇	000-0000	自 〇〇〇自治会副会長
11	〇〇班	〇〇 〇〇	000-0000	自 〇〇〇自治会
12	△△班班長	〇〇 〇〇	000-0000	地域 民生委員児童委員
13	△△班副班長	〇〇 〇〇	000-0000	地域 民生委員児童委員
14	△△班	〇〇 〇〇	000-0000	自 〇〇〇自治会
15	□□班班長	〇〇 〇〇	000-0000	地域 青少年指導員代表
16	□□班副班長	〇〇 〇〇	000-0000	地域 体育指導委員代表
17	□□班	〇〇 〇〇	000-0000	地域 〇〇〇自治会家庭防災員
18	□□班	〇〇 〇〇	000-0000	自 〇〇〇自治会
19	××班班長	〇〇 〇〇	000-0000	自 〇〇〇自治会副会長
20	××班副班長	〇〇 〇〇	000-0000	地域 〇〇〇自治会保健指導員
21	××班	〇〇 〇〇	000-0000	自 〇〇〇自治会
22	××班	〇〇 〇〇	000-0000	自 〇〇〇自治会

〈学校〉

平時	校長	〇〇 〇〇	000-0000	
発災時	〇〇〇学校連絡調整者 3名			

〈行政〉

平時	参与	〇〇 〇〇	000-0000	金沢区〇〇課〇〇係長
発災時	〇〇拠点直近動員者（拠点班） 4名			

地域防災拠点備蓄物資一覧表

区分	品目		数量	備考
食料・水	主食系	クラッカー	1,000食	
		缶入り保存パン	1,000食	
	おかゆ		460食	高齢者及び乳幼児用
	スープ		220食	高齢者用
	粉ミルク・ほ乳瓶		19セット	乳児1人あたり1セット(3日分)
	水缶詰		2,000缶	
生活用品	高齢者用紙おむつ		210枚	
	乳幼児用紙おむつ・紙パンツ		1,350枚	
	生理用品		425個	
	トイレトペーパー		192巻	
	移動式炊飯器/ガスかまどセット		1台	小学校…移動式炊飯器 中学校…ガスかまどセット
	毛布		240枚	
	アルミブランケット		240枚	
	組立式仮設トイレ		2基	
	簡易トイレ便座		6基	
	トイレパック		5,000セット	避難者の5回分
	簡易式テント		2基	着替えや授乳スペースの確保のため
	LEDランタン		80台	停電時の照明用
	ラジオ		2台	災害時の情報収集用
	デジタル移動無線延長コード		1セット	情報受伝達を円滑にするため
防災電話機(デジタル移動無線)		1台	職員室外側などに設置されたモジュラージャックに差し込むことにより通信可能	
トランシーバー		2台	地域防災拠点内での連絡調整用	
救護用品	リヤカー		2台	
	グランドシート		10枚	
	給水用水槽		1個	
	松葉杖		5組	
	保温用シート		150枚	
救助用品	発電機		6台	ガソリン式発電機5台 ガス式発電機1台 (計6台)
	投光機		5台	
	エンジンカッター		2台	皮手袋、防塵メガネがセット
	油圧ジャッキ		1台	またはガレージジャッキ5台
	掛け矢		2個	

1. 拠点の開設運営と班編成

	【 庶務班 】	【 情報班 】	【 食料物資班 】	【 救出・救護班 】
地震発生 1時間 ↓ 3時間	「拠点の開設準備」 ・運営委員の参集 ・避難者に協力の呼びかけ ・体育館、トイレ、ライフライン、防災備蓄庫の確認 ・避難者受付の設置、避難者カード、集計用ボードの準備			
	◇受付担当の配置	◇開設連絡（区本部） ～ 避難者受入 ～	◇備蓄庫の点検	
↓ 1・2日	生活基盤の形成			救助資機材の点検 ↓ 避難者と班編成 ↓ 救出・救護活動 ・救出者集計 ・エリアの把握
	◇避難者の班分け ◇区割り指示 ◇ゴミ分別準備 ◇未使用室の明示 ◇専用スペースの確保 高齢者、障がい（児）者、女性等 ◇拠点ルール	◇区本部に連絡 ・避難者数集計 ・負傷者数集計 ・死者情報集計 ・備蓄物資情報 ・周辺被害情報 ◇メディアの情報収集	◇飲料水の確保 ◇トイレ対策 ◇物資の配布 ◇食料の持ち寄り ◇炊き出しの準備 ◇停電対策	
↓ 3日程度	拠点運営			◇防犯巡回見回り 【学校再開準備班】 ◇学校再開の協議 ・再開時期 ・避難エリア ・授業方法 ・PTA ・青少年指導員 ・近隣学校 ・教諭の確保 ・学用品の把握
	◇町内会との連携 ◇自治の形成 ◇会議の開催 ◇ニーズ毎の対応 ◇健康状態の把握 ◇運営状況の管理 ◇ボランティア受入	◇情報板の設置 ・避難所ルール ・炊き出し ・被災者支援情報 ・医療情報 ・住民の安否情報 ・ライフライン ・復旧、復興情報 ・救援物資情報 ・その他行政情報 ◇在宅被災生活者の把握 ◇任意避難場所把握 ◇ボランティアニーズの把握 ◇健康巡回の要請 ◇衛生指導の要請 ◇疎開者の把握	◇物資の管理・要請 ◇炊き出しの実施 ◇電池、燃料の確保 ◇情報ツールの充実	
↓ 数週間 ↓ 「閉鎖へ」	◇縮小・統合・閉鎖の調整	◇行政からの被災者支援情報集約・掲示	◇不要物資の返却 ◇備蓄庫への再備蓄	◇児童・生徒のケア

『地域防災拠点開設・運営マニュアル』
DVDの視聴

新型コロナウイルス感染症を踏まえた 地域防災拠点の開設・運営のポイント(概要版)

目的

新型コロナウイルス感染症の大規模な流行につながりかねない状況においても、大地震などによる災害が発生した場合、ご自宅で生活できない方で、親戚や友人の家への避難も難しい方は地域防災拠点等で避難生活を送ることになります。

そのため、このような状況下の地域防災拠点での「密閉・密集・密接」を避けるために開設・運営のポイントをまとめました。

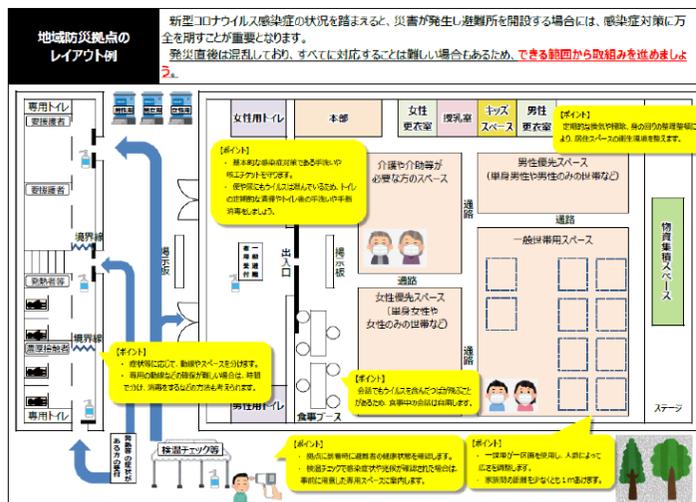
発災前に実施する事項

①▶ 地域防災拠点となる学校の活用できるスペースの再確認

- これまでの調整で確保しているスペースの他に受入れ可能なスペースの確保に努めます。
- 発熱や咳等の症状が出た方及び濃厚接触者については、専用のスペースを設ける必要があるため、拠点内での設置場所を確認し、一般の避難者と動線を分けるように計画します。
- 専用の動線などの確保が難しい場合は、時間で分け、消毒をするなどの方法も考えられます。

②▶ 備蓄品の確認

- 感染症対策として必要な物品の備蓄



● 防災備蓄庫の備蓄品

品目	数量
① 体温計	1本
② マスク	500枚
③ アルコール消毒液	20ℓ
④ フェイスシールド	30枚
⑤ 消毒剤	6ℓ
⑥ 雑巾	10枚
⑦ 使い捨て手袋	500組

● 方面別備蓄庫の備蓄品

品目	数量
⑧ 段ボール間仕切り及びベッド	6セット

発災時に実施する事項

①▶ 地域防災拠点での受入

- 避難者の地域防災拠点到着時の健康状態の確認と、「体調に不安がある方及び発熱等の症状がある方」と「体調に不安がない方」を振り分けます。

②▶ 地域防災拠点の運営上注意すべき点

- 手洗いや咳エチケットの徹底、定期的な清掃や換気（常時または30分に1回以上）を実施します。
- 避難者同士の間隔は少なくとも1m空けます
- 発熱や咳等の症状が出た方及び濃厚接触者への対応は、不要かつ長時間の接触はしないようにします。
- 一般のごみと感染症の廃棄物に分け、感染症廃棄物は2重にします。

③▶ 避難者の健康観察等の実施

- 特定の症状が発生した場合には職員に報告するよう掲示物を活用して周知を図ります。
- 拠点運営委員も含め、体温測定や避難者同士で体調確認を毎日行います。

④▶ 避難者の中から感染者が発生した場合

- 直ちに拠点動員職員を通じ、区本部へ報告します。地域防災拠点の消毒や閉鎖について、区本部で検討します。

(例)

